

日常生活用具費給付意見書

氏名		年 月 日生 (歳)
障害名及び原因となった疾病・外傷名 (難病患者等は疾患名)		
障害・疾患の状況 (下記日常生活用具を必要と認める理由が明確となるように記載する)		
<p>・ネブライザー、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター) を申請される場合は次の該当する番号に○印をつけてください。(該当しない場合は給付できません)</p> <p>呼吸器機能障害 3 級以上と同程度の状況か。 1. 該当する 2. 該当しない</p>		
<p>・難病患者等は次の該当する番号に○印をつけてください。(「2」に該当する場合は給付できません)</p> <p>在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか。 1. している 2. していない</p>		
必要と認める日常生活用具	日常生活用具の品目、名称	
	使用効果見込み	
<p>上記のとおり意見します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">病院又は診療所名</p> <p style="text-align: center;">所 在 地</p> <p style="text-align: center;">診療担当科名</p> <p style="text-align: center;">作成医師氏名 ㊟</p>		

医師の皆様へ

H25. 4. 1から障害者総合支援法において障害者及び障害児の定義に難病等が加わることに伴い、難病患者等日常生活用具給付事業は障害者総合支援法に基づく日常生活用具費給付事業と補装具費の支給で対応することになりました。

厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患及び関節リウマチの患者で、介護保険法その他の法律、制度の対象とならない者が下表の対象者欄に掲げる身体的状況にあると認められる場合には、下記の種目欄の日常生活用具費を給付することとしますので、本制度の趣旨をご理解のうえ、意見書を作成くださいますようお願いいたします。

品 目	対 象 者	性 能
便 器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用できるもの。(手すりをつけることができる)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそう防止、失禁による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊寝台	同 上	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が、難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏べタルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある方	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの
動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの
紙おむつ	排便又は排尿機能障害がある者	紙おむつ・脱脂綿・さらし・ガーゼ等衛生用品

また、これまで同様となりますが、障害者手帳をお持ちの方で日常生活用具費給付事業申請の際に医師の意見書が必要な場合は次のとおりです。

品 目	対 象 者	性 能
頭部保護帽 (オーダーメイドA・B)	肢体不自由者・知的障害者・精神障害者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上と同程度の者	障害者が容易に使用できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上と同程度の者	障害者が容易に使用できるもの
動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上と同程度の者	障害者が容易に使用できるもの
紙おむつ等 ※新規申請時のみ	膀胱・直腸機能障害でストマ用装具が使用できない者 脳性まひ等脳原性運動機能障害の者	紙おむつ・脱脂綿・さらし・ガーゼ等衛生用品で、ストマ用装具の代わりとなるもの